

ふくい手しごと継承支援事業補助金交付要領

(ふくい産業遺産・手しごと継承事業)

(通則)

第1条 ふくい手しごと継承支援事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号）（以下「交付規則」という。）並びに福井県産業労働部地域産業・技術振興課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）およびこの要領で定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本県の歴史や文化、風土の中で、長年にわたり県民生活に潤いを与え、もの作り産業を支えてきた製品等として認定された「ふくい手しごと」産業を継承するため、新規起業により、産業の維持を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 「ふくい手しごと」の認定を受けた産業の産地団体であり、廃業事業者等の製造設備、機械、器具等を引き継ぎ、新たに起業する者を産地が一体となって応援し、産業の維持、継承を図ることを目的にしていること。

*産地団体とは、「ふくい手しごと」に認定されている産業の産地組合またはその製造事業所2社以上の任意団体。

(補助対象経費)

第4条 新たに起業する者が廃業事業者等の製造設備、機械、器具等を継承するために必要な修繕等に係る費用を補助対象経費とする。ただし、修繕にかかる金額が新規購入金額を越える場合または修繕が不可能な場合に限り、製造設備、機械、器具等の新規購入も可能とする。また、製造設備機器等の維持管理、建物の修繕に係る費用は補助対象外とする。

2 補助事業にかかる消費税は、補助対象外とする。

(補助率および補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、知事が定めた額とし、原則として1件あたり1,000千円を限度とする。

(助成対象期間)

第6条 補助金交付事業の補助対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より年度内で完了できるものとする。

(計画申請の制限)

第7条 計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

(事業実施計画書の提出)

- 第8条 事業主体は、ふくい手しごと継承支援事業補助金計画書（以下、「計画書」という。別紙様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、提出された計画書が適当と認められるときは、これを承認する。
 - 3 事業実施期間は1事業年度内の1年間以内とする。

(補助事業の採択基準)

- 第9条 補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。
- (1) 補助事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
 - (2) 補助事業の実施により、「ふくい手しごと」の認定を受けた産業の継承に繋がることが期待できる事業内容であること。

(交付申請)

- 第10条 第8条2により承認を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、様式第2号のふくい手しごと継承支援事業補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を、知事が定める資料を添付して、知事が定める期日までに提出するものとする。
- 2 知事は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに補助事業者に交付決定通知をするものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第11条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をする場合、様式第3号のふくい手しごと継承支援事業補助金変更承認申請書により知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が指定の期間に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は知事に報告し、知事の指示を受けること。

(軽微な変更)

- 第12条 補助金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。
- (1) 単価の増減による資金総額の変更（補助対象経費の20%の範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものをいう。）

(補助事業の実施報告)

- 第13条 補助事業者は、当該補助事業の完了後、10日以内に様式第4号のふくい手しごと継承支援事業補助金完了報告書（以下「完了報告書」という。）を提出するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の完了報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から完了報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の審査を行うほか、現地調査等を行うものとする。その報告に係る事業の実施結果が、補助金の交付決定の内容（第11条（1）に基づいて変更をした場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第5号の補助金額確定通知書によって当該補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第6号のふくい手しごと継承支援事業補助金交付請求書により知事に補助金の交付請求を行うこととする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、第14条により交付すべき補助金の額を確定したのち、第15条により補助金の交付請求を受けた時は、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および補助事業者が、補助金を他の用途へ使用した場合
 - (2) 補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - (3) 知事の承認を受けずに、当該補助事業を廃止（中止）した場合
 - (4) 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合
- 2 前項の規定は補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求められた補助事業者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

(立入検査等)

第19条 知事は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

(補助対象製造設備等の処分について)

第21条 補助対象者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助金の対象となった整備機器等を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、第1項に定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第7号)1通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、県に納付させることができる。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、ふくい手しごと継承支援事業補助金の交付に必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

第 号
平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 様

(申請者)

住所

団体名称

代表者名

㊞

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金計画書

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金について、補助金の交付を希望しますので、下記のとおり事業計画を提出します。

記

1 事業の名称

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金

2 事業実施期間

平成 年 月 ～ 平成 年 月

3 事業実施計画

別紙1のとおり

4 交付申請額

5 交付申請額の算出方法

補助対象経費の全額

6 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (別紙1)
- (2) 収支予算書 (別紙2)
- (3) 補助金受給者 (新規創業者) の詳細 (別紙3-1)
- (4) 補助金受給にかかる収支予算書 (別紙3-2)
- (5) 申請者の納税証明に関する確認同意書 (別紙4)
- (6) その他必要と認められるもの

(別紙1)

事業実施計画書

1 目的

2 内容

(1) 事業の内訳

ふくい手しごと継承支援事業

(2) 事業期間

平成 年 月 ～ 平成 年 月

(3) 事業場所

(4) 事業費

(5) 事業内容

3 期待される効果

(別紙2)

収支予算書

《収入》

区 分	金 額	説 明
事業補助金	千円	
自己資金	千円	
合 計	千円	

《支出》

区 分	金 額	説 明
事業費	千円	
合 計	千円	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者
住所
団体名称
代表者名

⑩

(別紙3-1)

補助金受給者（新規創業者）の詳細

○組織

企業名			
代表者名		電話番号	(携帯電話可能)
設立 年月日等		所在地	
		業種	(日本標準産業分類、細分類)
		資本金	千円
経歴	(生年月日) 年 月 日 (最終学歴) (勤務経歴)		
従業員数	(役員) 人 (正社員) 人 (パート・アルバイト) 人 (合計) 人	特記事項	

○補足

補助金交付の実績 (3年以内)	
現在申請中の補助金	

(別紙3-2)

補助金受給にかかる収支予算書

《収 入》

区 分	金 額	説 明
事業補助金	千円	
自己資金	千円	
合 計	千円	

《支 出》

区 分	金 額	説 明
	千円	
小計		
補助対象外経費		
合 計	千円	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

補助金受給者

住所

団体名称

代表者名

Ⓔ

(別紙4)

県税の納税状況の確認について

は、ふくい手しごと継承支援事業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県産業労働部地域産業・技術振興課に対し、
の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住所(所在地)
団体名
代表者役職・氏名 (印)

福井県知事 西川一誠様

*** 納税状況の確認に関する事項**

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施するふくい手しごと継承支援事業補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の平成 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし 滞納あり

徴収猶予あり

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

第 号
平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 様

申請者住所

団体名称

代表者名

印

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金交付申請書

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、ふくい手しごと継承支援事業補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金

2 事業の目的および内容

3 事業実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

4 交付申請額

5 交付申請額の算出方法

6 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他必要と認められるもの

第 号
平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 様

申請者住所
団体名称
代表者名 ⑩

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け福井県指令地技第 号で補助金の交付決定を受けた平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金について、交付要領第11条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	増減
円	円	円

2 事業計画の変更内容

(事業の変更内容について記載願います。)

3 事業計画の変更理由

(事業内容を変更した理由をできるだけ詳細に記載願います。)

第 号
平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 様

申請者住所
団体名称
代表者名 ⑩

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金完了報告書

平成 年 月 日付け福井県指令地技第 号で補助金の交付決定を受けた、平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金が完了したので、交付要領第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金

2 補助金の交付決定額および精算額

交付決定額	円
精算額	円

3 補助事業の実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月

4 事業の成果

5 添付書類

- ① 実績報告書 (別紙5)
- ② 収支決算書 (別紙6)
- ③ その他必要と認められるもの

(別紙5)

実 績 報 告 書

1 目 的

2 内 容

(1) 事業の内訳

ふくい手しごと継承支援事業

(2) 事業期間

平成 年 月 ～ 平成 年 月

(3) 事業場所

(4) 事業費

(5) 事業内容

3 期待される効果

(別紙6)

収支決算書

《収入》

区 分	金 額	説 明
事業補助金	円	
自己資金	円	
合 計	円	

《支出》

区 分	金 額	説 明
事業費	円	
合 計	円	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者
住所
団体名称
代表者名

様式第5号

補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

代表企業住所
代表企業名
代表企業代表者名 様

福井県知事 西川 一誠

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定をした補助事業に対する補助金については、補助事業実績報告書を検査した結果、交付の内容およびこれに付された条件に適合していると認められるので下記のとおり補助金額を確定しました。

つきましては、交付要領第14条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付を決定した補助金額 金 円
2. 交付を確定した補助金額 金 円

様式第6号

第 号
平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠 様

申請者住所

団体名称

代表者名

⑩

平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金交付請求書（精算払い・概算払い）

平成 年 月 日付け福井県指令地技第 号で額の確定の通知があった、平成 年度ふくい手しごと継承支援事業補助金 円を交付されるように交付要領第15条の規定により請求します。

記

交付決定額 円

既受領額 円

今回請求額 円

残 額 円

福井県知事 様

補助事業者 住 所
名 称
代表者氏名

印

平成 年度ふくい手しごと継承事業補助金に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け福井県指令 第 号で補助金の交付決定を受けたふくい手しごと継承事業補助金に関し、下記の財産を処分したいので、交付要領第21条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産名および取得年月日
- 2 取得価格および時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(注) 処分にかかる費用の見積書を添付すること。